

2021年11月30日

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

大阪市中央区北浜東1番20号
ナカバヤシ株式会社
代表取締役社長執行役員 湯本秀昭

ナカバヤシ株式会社(以下「当社」といいます。)は、2022年3月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、国際チャート株式会社(以下「国際チャート」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、2021年11月30日付で両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。

本株式交換について、会社法(以下「法」といいます。)794条1項及び法施行規則(以下「施行規則」といいます。)193条に定める事前開示書事項は、次のとおりです。

1 株式交換契約の内容(法794条1項)

別紙1「株式交換契約書」のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項(施行規則193条1号、法768条1項2号及び3号)

別紙2「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。

3 新株予約権の定めに関する事項(施行規則193条2号、法768条1項4号及び5号)

該当事項はありません。

4 株式交換完全子会社に関する事項(施行規則193条3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等(同号イ)

別紙3「計算書類等(国際チャート株式会社)」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等(同号ロ)

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(同号ハ)

該当事項はありません。

5 株式交換完全親会社に関する事項（施行規則 193 条 4 号イ）

最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6 株式交換の効力発生日後における株式交換完全会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則 193 条 5 号）

本株式交換は法 799 条 1 項 3 号に掲げる場合に該当せず、本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

ナカバヤシ株式会社（以下「甲」という。）と国際チャート株式会社（以下「乙」という。）は、2021年11月30日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：ナカバヤシ株式会社

住所：大阪府大阪市中央区北浜東1番20号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：国際チャート株式会社

住所：埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.62を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.62株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める額

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条（株式交換承認決議等）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条（剰余金の配当）

- 1 甲は、2021年9月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、2021年9月30日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり2円を限度として剰余金の配当を行うことが

できる。

- 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約において別途定める行為を除き、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は判明した場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第6条に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は第10条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年11月30日

甲： 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長執行役員 湯本 秀 昭



乙： 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地

国際チャート株式会社

代表取締役社長 中之庄 幸 三



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	国際チャート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.62
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：1,810,362株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

国際チャートの普通株式（以下「国際チャート株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.62株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する国際チャート株式（本日現在3,080,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が国際チャートの発行済株式の全部（ただし、当社が保有する国際チャート株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の国際チャートの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。）に対して、その保有する国際チャート株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

なお、国際チャートは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、2022年1月28日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、国際チャートが基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって国際チャートが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、国際チャートによる自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2021年9月30日現在2,955,577株）を充当する予定であり、当社が新たに

株式を発行することは予定しておりません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）未満の株式）を保有することとなる国際チャートの株主の皆様におかれましては、当社株式に関する下記の手続きをご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

イ. 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款第8条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

ロ. 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる国際チャートの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

国際チャートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び国際チャートは、2021年7月に、当社から国際チャートに対して本株式交換の初期的な申入れが行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が国際チャートを完全子会社とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社及び国際チャートは、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関として株式会社ベルダコンサルティング（以下「ベルダコンサルティング

グ」といいます。)を、国際チャートは株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるベルダコンサルティングから2021年11月29日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

国際チャートにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2021年11月29日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである永沢総合法律事務所からの助言、本特別委員会からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、国際チャートの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるベルダコンサルティング及び国際チャートの第三者算定機関であるAGSコンサルティングはいずれも、当社及び国際チャートからは独立した算定機関であり、当社及び国際チャートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

ベルダコンサルティングは、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(算定基準日である2021年11月29日を基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の平均値を採用しております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

国際チャートについては、同社が東京証券取引所 J A S D A Q に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である 2021 年 11 月 29 日を基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 5 営業日、1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を採用して算定を行いました。

各評価方法における当社の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の国際チャート株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.50～0.54
D C F 法	0.10～0.66

ベルダコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びベルダコンサルティングに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。国際チャートの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、国際チャートの経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。ベルダコンサルティングの算定は、2021 年 11 月 29 日までにベルダコンサルティングが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、ベルダコンサルティングの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、ベルダコンサルティングが D C F 法による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

A G S コンサルティングは、当社株式及び国際チャート株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、D C F 法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、当社株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の国際チャート株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.50～0.54

DCF法	0.42～0.64
------	-----------

市場株価法においては、当社については、2021年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の株価終値、2021年11月1日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年8月30日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2021年5月31日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、国際チャートについては、2021年11月29日を基準日として、東京証券取引所JASDAQにおける国際チャート株式の基準日の株価終値、2021年11月1日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2021年8月30日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2021年5月31日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社について、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、6.30%～6.80%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%としております。国際チャートについては、国際チャートが作成した2022年3月期から2024年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、5.17%～5.67%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%としております。

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、当社及び国際チャートから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社及び国際チャートの財務予測については、AGSコンサルティングにおいて、当社及び国際チャートのそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果について

は、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、AGSコンサルティングがDCF法の採用にあたり前提とした両社の事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2022年3月1日をもって、当社は国際チャートの完全親会社となり、完全子会社となる国際チャート株式は東京証券取引所JASDAQの上場廃止基準に従って、2022年2月25日付で上場廃止（最終売買日は2022年2月24日）となる予定です。上場廃止後は、国際チャート株式を東京証券取引所JASDAQにおいて取引することができなくなります。国際チャート株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において国際チャート株式を162株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において162株未満の国際チャート株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たない当社株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により当社の単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、国際チャートの株主の皆様は、最終売買日である2022年2月24日(予定)までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有する国際チャート株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

当社及び国際チャートは、本株式交換の検討にあたって、当社が既に国際チャート株式3,080,000株(2021年11月29日現在の発行済株式総数6,000,000株から自己株式60株を控除した5,999,940株に占める割合にして51.33%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、国際チャートは当社の連

結子会社に該当すること及び当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断して、下記の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社及び国際チャートから独立した第三者算定機関であるベルダコンサルティングから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021年11月29日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、ベルダコンサルティングから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

他方、国際チャートは、当社及び国際チャートから独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021年11月29日付で、株式交換比率算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、国際チャートは、AGSコンサルティングから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。もっとも、経済産業省が公表している「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」においても、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではなく、その要否については、個別のM&Aにおける具体的な状況を踏まえて判断することが適当とされております。本特別委員会としては、AGSコンサルティングが当社及び本株式交換の成否から独立しており、かつ、高度な専門性を有していること、株式交換比率算定書における算定結果及び算定過程において特に不合理な点は認められないこと、最終的な株式交換比率が上記算定結果の中央値より相応に高い比率で妥結されたこと、その他公正性を担保する措置が複数講じられていることから、本株式交換の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、フェアネス・オピニオンを取得しなくとも、本株式交換に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと判断しております。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、弁護士法人淀屋橋・山上合同を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、当社及び国際チャートから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、国際チャートは、永沢総合法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザー

一として選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、永沢総合法律事務所は、当社及び国際チャートから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

国際チャートは、当社が既に国際チャート株式 3,080,000 株（保有割合：51.33%）を保有している支配株主であること及び当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、下記の措置を講じております。

① 国際チャートにおける、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

国際チャートは、2021年8月2日に開催された取締役会決議により、本株式交換に係る国際チャートの意思決定に慎重を期し、また、国際チャート取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、国際チャート取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが国際チャートの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている国際チャートの社外取締役である松木幹一郎氏、当社との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている国際チャートの社外監査役である小宮豊氏（弁護士 エクレシア法律事務所）、並びに当社との間で利害関係を有しておらず、長年にわたり会計・税務・M&Aアドバイザー業務に従事し、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される、独立した外部の有識者である為ヶ谷喜一郎氏（公認会計士・税理士 為ヶ谷会計事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、国際チャートは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は国際チャートの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえ、本株式交換が国際チャートの少数株主にとって不利益でないこと、(e) 上記(a)乃至(d)を踏まえ、本株式交換を行うことの是非（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、(ア) 本株式交換に係る国際チャートの意思決定については、本特別委員会の答申内容を最大限尊重して行うこと、(イ) 本特別委員会が本株式交換の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行わないこととし、本特別委員会に対して、(I) 本株式交

換に係る調査（本株式交換に係る国際チャートの役員若しくは従業員又は本株式交換に係る国際チャートのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、（Ⅱ）国際チャートに対し、（i）本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び（ii）本特別委員会自ら相手方当事者（本株式交換に関与するその役職員及び本株式交換に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、（Ⅲ）国際チャートが選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、国際チャートが選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、国際チャートは本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする権限、（Ⅳ）特に必要と認めるときは、国際チャートの費用で特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2021年8月2日から2021年11月29日までに、会合を合計11回開催したほか、会合外においても電子メール等で情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、国際チャートが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティング及びリーガル・アドバイザーである永沢総合法律事務所の専門性、独立性について確認の上その選任を承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができる旨を確認しました。また、国際チャートを除く当社グループ各社の役職員を現に兼務する役職員のみならず、過去に国際チャートを除く当社グループ各社の役職員としての地位を有していた役職員については、本株式交換の検討、意思決定、交渉等に参加させないことを確認した上で、国際チャートのプロジェクトチームの独立性を確認しております。更に、国際チャートのリーガル・アドバイザーである永沢総合法律事務所から本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る国際チャートの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、国際チャートのプロジェクトチームから、国際チャートを取り巻く事業環境・経営課題、本株式交換の検討経緯、本株式交換のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる国際チャートの事業計画の策定手続及び内容等の説明を受け、質疑応答が行い、国際チャートが作成した事業計画の合理性を確認の上、承認しております。加えて、当社に対し、当社グループにおける国際チャートの位置付け、国際チャートの事業環境・経営課題に対する認識、本株式交換の検討経緯、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、完全子会社化の手法として株式交換を選択した理由、当社グループの事業計画の策定手続及び内容等について質問書を送付し、当社から回答書を受領するとともに、本特別委員会の場において、質疑応答を行いました。

更に、本特別委員会は、永沢総合法律事務所から当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。また、AGSコンサルティングから当社に対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、AGSコンサルティングから、本株式交換比率算定に関して、算定方法の採用理由、本株式交換比率算定の結果等について説明を受け、質疑応答を行い、これらの事項について合理性を確認しております。

その後、ナカバヤシは、日本年金機構の入札に関して、2021年11月4日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領したことを受け、2022年3月期第2四半期連結会計期間において、310百万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上する旨を、2021年11月4日付「公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領および特別損失の計上に関するお知らせ」、2021年11月5日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び2021年11月10日付「2022年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表しております。本特別委員会は、ナカバヤシが、2019年10月8日付で公表した「公正取引委員会による立ち入り調査について」に記載のとおり、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、同委員会による検査に全面的に協力していた事実を認識していたものの、上記通知書を受領したことを受け、改めて、ナカバヤシに対し、上記公表事実がナカバヤシの事業運営に与える影響や2022年3月期第3四半期以降の業績見通し等について質問書を送付し、ナカバヤシから回答書を受領するとともに、本特別委員会において独自の分析を実施いたしました。

その上で、本特別委員会は、当社からの株式交換比率の提案内容及び交渉状況等について、AGSコンサルティングから適時に報告を受けるとともに、AGSコンサルティングから近時における類似事例におけるプレミアム水準等の説明を含む財務的観点からの助言を受け、当社に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行う等して、当社との間の株式交換比率の交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(a) 本株式交換は、国際チャートの企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理性を有すると考えられる旨、(b) 本株式交換の取引条件は妥当であると考えられる旨、(c) 本株式交換の手続は公正であると考えられる旨、(d) 株式交換を行うことは国際チャートの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨、(e) 本株式交換を行うことは妥当であると考えられる旨の答申書を、2021年11月29日付で、国際チャートの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は国際チャートの企業価値の向上に資

するかを含む。)に関する事項

当社は、本株式交換後における国際チャートの経営方針について、基本的に現状の経営方針を維持しながら、当社グループ会社間における機動的な連携を一層強化することで、(i)生産体制の効率化、(ii)既存領域の強化、(iii)新製品の開発、(iv)人的資源の活用、(v)意思決定の迅速化と上場維持コストの削減等のシナジー効果を当社グループにおいて期待できるものと考えている。また、当社として、国際チャートにおける、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴う新たな課題に対しても、本株式交換より、その影響の回避を実現し得るものと考えている。

他方、国際チャートは、デジタル化(ペーパーレス化)の進展に伴い、検針紙や記録紙事業は市場規模の縮小が見込まれる中、コスト競争力とシェア拡大を図ることが経営上の重要課題と考えている。しかしながら、生産体制の最適・効率化や新規事業の開拓、販路の拡大等により継続的な企業価値の向上を図るには、短期的な利益にとらわれず、中長期的な視点から当社グループ各社のネットワーク・生産力・開発力・信用力・ノウハウ・販路等の経営資源のより一層の相互活用が不可欠であると考えている。国際チャートは、本株式交換により、親子上場の利益相反の懸念を解消することで、当社グループとの一体的運営による国際チャートの企業価値向上に向けた取り組みを加速することができると考えている。また、当社が想定している上記(i)から(v)のシナジー効果について、国際チャートにおいても同様の認識を有しており、更に、2017年12月の当社による国際チャートの連結子会社化以降、少数株主の利益に配慮しつつ、当社グループ各社との生産体制の再編や営業活動の推進等の諸施策は一定の成果を上げたものと認識しており、本株式交換後、両社の協業体制をより深化させることにより、上記シナジー効果が発現する可能性は相対的に高いものと考えている。上記、東京証券取引所の市場区分の見直しについても、当社と同様の認識を有している。他方で、国際チャートにおける証券市場への株式上場は、当時において、資金調達、知名度・信用度向上やそれによる人材採用面を含めた事業上の利点、社員の資産形成や愛社精神の醸成等を目的としたものであり、上場廃止により当該メリットを喪失する可能性があるものの、当初の株式上場の目的は概ね達成できたものと考えており、本株式交換によるメリットを上回るデメリットは認められないと考えている。

両社から説明を受けた上記の内容に不合理な点は認められず、本株式交換を実施することで以上の課題を迅速に解決することは、国際チャートの中長期的な企業価値に資するものと認められる。

よって、本株式交換は、国際チャートの企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理性を有すると考えられる。

(b) 本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)に関する事項

(ア)AGSコンサルティング作成の株式交換比率算定書の算定手法である市場株価法及びDCF法は、一般的な評価実務に照らして不合理な算定手法とは認められず、これらの算定手法による算定結果に照らして、本株式交換比率は、市場株価法の算定レンジの上限値を超え、DCF法の算定レンジの範囲内にあり、かつ、当該レンジの中央値を上回る水準であること、(イ)市場株価に対する本株式交換比率のプレミアム水準は、本株式交換と類似の取引事例である近時の国内上場企業の完全子会社化を目的とした株式交換事例におけるプレミアム水準に照らし合理的な水準と認められること、(ウ)本特別委員会は、当社から本株式交換の正式な提案があった後速やかに設置され、早期から交渉方針等の説明を受けた上で、本株式交換比率が国際チャートの一般株主に不利益を与える水準となっていないかという点についての議論を複数回にわたって行い、国際チャートは、当該議論の結果を当社との交渉方針に反映し、同方針に基づき、当社との交渉が行われたことから、当社との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたと評価できること、(エ)その他本株式交換比率を含む取引条件の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないこと、及び、(オ)本株式交換において、国際チャート株主に対する対価として当社株式が選択されていることは、本株式交換の対価である当社株式の継続保有を希望しない国際チャート株主には、株式買取請求を通じて公正な価格での買取りを請求できること、又は、当社株式と交換後、当社株式を市場で売却し、あるいは、単元未満株式の買取制度を利用することにより、現金化することが可能なこと、当社株式の継続保有を希望する国際チャート株主には、単元未満株主にあっては買増制度も利用可能なこと、本株式交換により、当社グループの現在の株式価値と国際チャートの完全子会社化によるシナジー効果を反映した、継続的な成長による安定的な利益を将来にわたって享受することが期待でき、本株式交換の対価として、当社株式が選択されていることは合理的と言えることに照らせば、国際チャートの一般株主の利益を図る観点から、本株式交換の取引条件は妥当であると考えられる。

なお、ナカバヤシが、2021年11月4日付「公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領および特別損失の計上に関するお知らせ」、2021年11月5日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び2021年11月10日付「2022年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」で公表した、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2021年11月4日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書(案)及び課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書を受領した事実は、当該事実を受け、本特別委員会が、改めて、ナカバヤシに対し、当該事実がナカバヤシの事業運営に与える影響や2022年3月期第3四半期以降の業績見通し等について質問書を送付し、ナカバヤシから回答書を受領するとともに、本特別委員会において独自に実施した分析を踏まえても、本特別委員会が事前に想定していた起こり得る事象の内容を超えるものではなく、本株式交換比率に

重要な影響を与えるものではないと判断している。

(c) 本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項

(ア)国際チャート取締役会は、国際チャート及び当社から独立した本特別委員会を設置していること、(イ)本特別委員会が当社との交渉に実質的に関与できる体制が確保され、当社との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたと評価できること、(ウ)国際チャートは国際チャートにおける独立したリーガル・アドバイザーである永沢総合法律事務所から法的助言を受けていること、(エ)国際チャートは国際チャートにおける独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから株式交換比率算定書を取得していること、一方で、フェアネス・オピニオンは取得していないものの、フェアネス・オピニオンの取得が必ずしも必要と言える状況には該当しないものと考えられること、(オ)国際チャートは、当社から本株式交換の正式な提案を受けた後速やかに、国際チャートを除く当社グループ各社の役職員を現に兼務している役職員のみならず、過去に国際チャートを除く当社グループの役職員としての地位を有していた役職員が、本株式交換に係る取引条件に関する協議・交渉過程に関与しない体制を構築していること、(カ)当社及びその連結子会社の取締役を現に兼務している取締役、過去に当社の連結子会社の取締役としての地位を有していた取締役、並びに当社の従業員を兼務している監査役を2021年11月30日に開催予定の取締役会における審議・決議から除外する予定であり、更に、これらの者を国際チャートの立場で、本株式交換に係る協議及び交渉に参加させていないこと、(キ)国際チャートは、当社との間で、国際チャートが当社以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われることになると認められること、一方、国際チャートは積極的なマーケット・チェックは行っていないが、本株式交換において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって本株式交換における手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ク)本株式交換では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されない予定であるが、企業価値向上に資すると考えられ、かつ取引条件の妥当性が認められる本株式交換に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって本株式交換に賛同する一般株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本株式交換では、国際チャートにおいて他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換における手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ケ)適切な情報開示がなされる予定であること、並びに(コ)その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、国際チャートが

当社より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことに照らし、国際チャートの一般株主の利益を図る観点から、本株式交換の手續は公正であると考えられる。

(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえ、本株式交換が国際チャートの少数株主にとって不利益でないこと

上記 (a) に記載のとおり、本株式交換は国際チャートの企業価値の向上に資するものと認められ、上記 (b) 及び (c) に記載のとおり、国際チャートの一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手續の公正性も認められる。

したがって、本株式交換を行うことは国際チャートの少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

(e) 上記 (a) 乃至 (d) を踏まえ、本株式交換を行うことの是非

上記 (a) に記載のとおり、本株式交換は国際チャートの企業価値の向上に資するものと認められ、上記 (b) 及び (c) に記載のとおり、国際チャートの一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手續の公正性も認められ、上記 (d) に記載のとおり、本株式交換を行うことは国際チャートの少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

したがって、国際チャートが本株式交換を行うことは妥当であると考えられる。

② 国際チャートにおける、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

国際チャートの取締役のうち、中之庄幸三氏は当社の取締役専務執行役員を兼務しており、また、荻野孝氏は当社の連結子会社である日本通信紙の取締役を 2019 年 6 月まで務めていたことから、利益相反を回避するため、国際チャートの取締役会における本株式交換にかかる審議及び決議には参加しておらず、また、国際チャートの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

国際チャートの監査役のうち、瀬島達哉氏は当社の経営企画室長を兼務していることから、国際チャートの取締役会における本株式交換にかかる審議には参加しておらず、また、国際チャートの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

国際チャートの取締役会における本株式交換に関する議案は、国際チャートの取締役 4 名のうち、中之庄幸三氏、荻野孝氏を除く 2 名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、国際チャートの監査役 4 名のうち、瀬島達哉氏を除く 3 名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、当社の増加する資本金及び準備金は以下のとおりです。

(1) 資本金の額

金 0 円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める額

(3) 利益準備金の額

金 0 円

かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

別紙3 計算書類等（国際チャート株式会社）

次頁以下のとおりです。

計 算 書 類

第 62 期 2020 年 4 月 1 日 から
 2021 年 3 月 31 日 まで

- | | | |
|----|---------------------|--------|
| 1. | 貸 借 対 照 表 | 1 |
| 2. | 損 益 計 算 書 | 2 |
| 3. | 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 | 3 |
| 4. | 個 別 注 記 表 | 4 ~ 11 |

国際チャート株式会社

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,032,001	流動負債	1,047,680
現金及び預金	425,109	支払手形	540,604
受取手形	58,958	買掛金	332,043
売掛金	1,289,686	1年内返済予定の長期借入金	13,332
商品及び製品	134,724	未払金	76,811
仕掛品	10,337	未払費用	25,537
原材料	55,402	未払法人税等	21,117
前払費用	5,124	預り金	3,639
関係会社短期貸付金	50,000	賞与引当金	27,844
その他	3,911	設備関係支払手形	3,729
貸倒引当金	△1,253	その他	3,022
固定資産	1,610,761	固定負債	709,816
有形固定資産	1,546,230	長期借入金	43,891
建物	374,261	繰延税金負債	197,544
構築物	24,441	退職給付引当金	436,741
機械及び装置	225,345	その他	31,640
車両運搬具	257	負 債 合 計	1,757,497
工具、器具及び備品	39,486	純 資 産 の 部	
土地	881,366	株主資本	1,870,465
建設仮勘定	1,072	資本金	376,800
無形固定資産	23,290	資本剰余金	195,260
ソフトウェア	20,734	資本準備金	195,260
その他	2,556	利益剰余金	1,298,434
投資その他の資産	41,239	利益準備金	21,920
投資有価証券	40,992	その他利益剰余金	1,276,514
破産更生債権等	1,708	固定資産圧縮積立金	498,665
その他	247	繰越利益剰余金	777,849
貸倒引当金	△1,708	自己株式	△29
		評価・換算差額等	14,800
		その他有価証券評価差額金	14,800
		純 資 産 合 計	1,885,265
資 産 合 計	3,642,762	負 債 純 資 産 合 計	3,642,762

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,786,566
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	137,943	
当期製品製造原価	1,962,751	
当期商品仕入高	964,838	
合計	3,065,532	
商品及び製品期末たな卸高	134,724	2,930,807
売上総利益		855,758
販売費及び一般管理費		708,749
営業利益		147,008
営業外収益		
受取利息	426	
受取配当金	1,004	
受取手数料	519	
助成金収入	8,067	
雑収入	109	10,127
営業外費用		
固定資産処分損	2,399	
為替差損	1,475	
雑損失	1,089	4,964
経常利益		152,171
税引前当期純利益		152,171
法人税、住民税及び事業税	25,641	
法人税等調整額	14,871	40,512
当期純利益		111,659

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	376,800	195,260	195,260	21,920	500,678	691,176	1,213,775	△29	1,785,805	
当期変動額										
固定資産圧縮積立 金の取崩					△2,013	2,013	-		-	
剰余金の配当						△26,999	△26,999		△26,999	
当期純利益						111,659	111,659		111,659	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	△2,013	86,673	84,659	-	84,659	
当期末残高	376,800	195,260	195,260	21,920	498,665	777,849	1,298,434	△29	1,870,465	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	9,905	9,905	1,795,711
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△26,999
当期純利益			111,659
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,895	4,895	4,895
当期変動額合計	4,895	4,895	89,554
当期末残高	14,800	14,800	1,885,265

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品のうち量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・製品のうち非量産品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	7～60年
機械及び装置	7～10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	3～11年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当年度に計上した金額

減損損失 一千円 有形固定資産及び無形固定資産 1,569,521千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は単一の事業を行っていることから、事業用資産は全体で1つの資産グループ、遊休資産及び処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っており、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、事業用資産に占める土地の割合が大きく、かつ、当該土地の市場格が著しく下落していることから、減損の兆候があると判断しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画、その後の市場環境を踏まえた成長率を基礎としたキャッシュ・フロー見積りと将来時点における正味売却価額の合計で算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画における製品別販売単価・数量、事業計画後の成長率及び専門家から取得した不動産鑑定評価書に基づく評価額であります。

なお、事業計画及び事業計画後の成長率における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、当事業年度の実績を考慮し限定的と判断しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき、事業計画を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含む市場環境の変化により、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合には、減損損失が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,057,306千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	6,766千円
② 短期金銭債務	9,070千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	27,054千円
② 仕入高	14,760千円
③ その他の営業取引高	4,902千円
④ 営業取引以外の取引による取引高	425千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,000,000株	-株	-株	6,000,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	60株	-株	-株	60株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月7日 取締役会	普通株式	14,999千円	2.5円	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	11,999千円	2.0円	2020年9月30日	2020年11月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,999千円	2.0円	2021年3月31日	2021年6月24日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	133,031千円
賞与引当金	8,481千円
減損損失否認	774千円
その他	9,101千円
繰延税金資産小計	151,387千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△125,132千円
評価性引当額小計	△125,132千円
繰延税金資産計	26,255千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△218,430千円
その他	△5,369千円
繰延税金負債計	△223,799千円
繰延税金負債の純額	△197,544千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主にナカバヤシグループファイナンス制度を利用して調達し、一時的な余資も同制度を利用することとしております。また、短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブ取引は、投機的な取引を行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの滞留管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の債権残高を月ごとにモニタリングする体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。また、関係会社に対し貸付を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び未払費用、設備関係支払手形は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日です。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）は、原則として5年以内返済予定であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	425,109	425,109	-
(2) 受取手形	58,958	58,958	-
(3) 売掛金	1,289,686	1,289,686	-
(4) 投資有価証券	40,992	40,992	-
(5) 関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-
資産計	1,864,747	1,864,747	-
(1) 支払手形	540,604	540,604	-
(2) 買掛金	332,043	332,043	-
(3) 未払金	76,811	76,811	-
(4) 未払費用	25,537	25,537	-
(5) 設備関係支払手形	3,729	3,729	-
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	57,223	55,287	△1,935
負債計	1,035,948	1,034,013	△1,935

(注) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 関係会社短期貸付金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

当社はデリバティブ取引は行っていないため、該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ナカバヤシ株式会社	6,666	ビジネスプロセスソリューション事業、 コンシューマーコミュニケーション事業、 オフィスアプライアンス事業、 エネルギー事業、 その他事業	(被所有) 51.3 〔-〕	同社商品の購入及び当社製品の販売、 役員兼任等	当社ラベル紙等の販売 (注2)	13,068	売掛金	472
						印刷物等の購入 (注2)	7,717	買掛金	1,739
						資金の貸付 (注3)	650,000	関係会社 短期貸付	50,000
						受取利息	425		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。また、期末残高のうち「売掛金」及び「買掛金」には消費税等が含まれております。

2. 取引条件については、両方で市場動向その他を勘案して協議の上決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

314円21銭

(2) 1株当たり当期純利益

18円61銭

第 62 期 事業報告

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

国際チャート株式会社

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

1 事業の経過及びその成果

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減額
売上高	4,582	3,786	△796
営業利益	115	147	31
経常利益	111	152	40
当期純利益	97	111	14

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済活動が停滞し企業収益の悪化や個人消費が落ち込み、徐々に回復の兆しが見えたものの再び感染者が増加するなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような状況下、当社は、在宅勤務や各種感染拡大防止対策を実施し、事業活動を運営してまいりました。外出自粛などにより物流・食品向けのラベル製品が好調であったものの、訪問制限などもあり営業活動は依然として厳しい状況でありました。生産面では引き続き内製化促進や原価低減に注力し、全社では経費の抑制などを行ってまいりました。

この結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は3,786百万円（前年同期比17.4%減）となりました。利益面では、内製化による原価低減や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業活動の自粛や訪問制限などにより経費が前期より減少したことで、営業利益は147百万円（前年同期比27.4%増）、経常利益は152百万円（前年同期比36.2%増）、当期純利益は111百万円（前年同期比15.1%増）となりました。

2 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は39百万円であります。
その主なものは、生産設備投資等であります。

3 資金調達の状況

当事業年度は、長期借入金により65百万円の資金調達を行いました。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

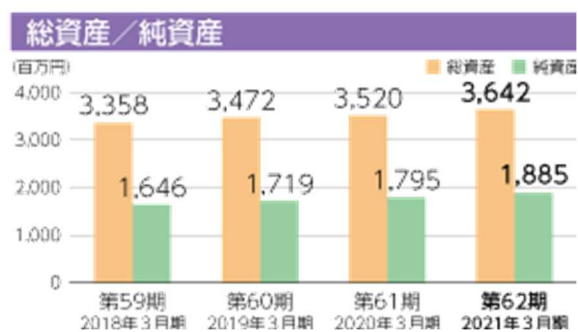
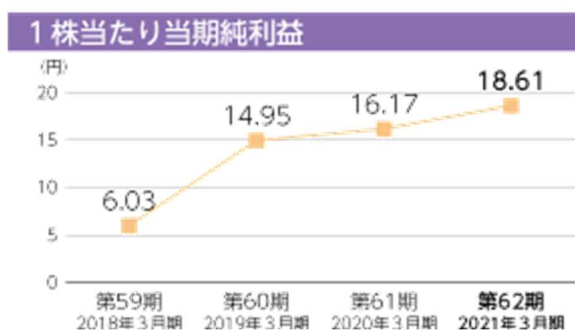
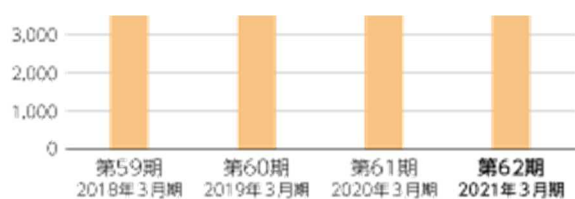
7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第59期 (2018年3月期)	第60期 (2019年3月期)	第61期 (2020年3月期)	第62期 (当期) (2021年3月期)
売上高	4,099	4,328	4,582	3,786
当期純利益	36	89	97	111
1株当たり当期純利益	6円03銭	14円95銭	16円17銭	18円61銭
総資産	3,358	3,472	3,520	3,642
純資産	1,646	1,719	1,795	1,885
1株当たり純資産額	274円50銭	286円52銭	299円29銭	314円21銭



(3)対処すべき課題

当社は、我々を取り巻く大きな経営環境の変化に対応するため、「変革」と「デジタル化」を目標として掲げ、以下の課題に対処してまいります。

- ① 次世代に繋げていく新規ビジネスの創造、構築に取り組み、事業領域の拡大・拡充を図ってまいります。
- ② Eコマースを強化し、更なる事業構造の高品質化・効率化に取り組んでまいります。
- ③ グループ会社間における生産設備の有効活用と高品質体制の構築に取り組むなど、シナジー効果を最大限発揮してまいります。
- ④ 新規の設備投資による付加価値の高い商品の製造、内製化等を推進し、利益率の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4)重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社との関係

当社の親会社は、ナカバヤシ株式会社であります。ナカバヤシ(株)は当社の株式3,080,000株（議決権比率51.3%）を保有しております。

ナカバヤシ(株)との人的関係につきましては、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを適宜行っております。

2 親会社との間の取引に関する事項

i. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社はナカバヤシ(株)との間で帳票類の購入等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当社及び少数株主に不利益を与えることがないよう、他の取引と同様の競争原理に基づき、透明性を保った公正かつ公平な手続きにより、市場価格等を勘案して交渉の上、合理的・一般的取引条件に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ii. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社はナカバヤシ(株)より取締役及び監査役を受け入れておりますが、独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役・独立社外監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営につきましては、当社独自の事業運営体制にて自由な事業活動を展開しつつ、ナカバヤシ(株)等との間でシナジーを発揮出来る分野においては、最大限の共存共栄を目指す事業展開をしており、上場会社としてお互いの立場を尊重しつつ、経営の独立性を維持・確保する中で、適切に経営及び事業活動に当たっております。

iii. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

3 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5)主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、ラベル紙、計測用記録紙、医療用記録紙、記録計用各種消耗品及び部品、温湿度記録計、屋外検針用記録紙等の開発、製造、販売及びシュレッダ・事務用機器・帳票等のナカバヤシ製品、複合機・ラベルプリンタ・自動認識システム等の東芝テック製品及びコピー用紙等のサプライ商品関連の販売を主たる事業内容としております。

(6)主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本 社： 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
 営業所： 大阪オフィス（大阪府大阪市）
 工 場： 本社工場（埼玉県桶川市）

(7)使用人の状況（2021年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117 (47) 名	6名減 (3名増)	43.8歳	18.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（期間社員等）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	57,223千円

(9)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株（自己株式60株を含む）
- ③ 株 主 数 2,396名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ナカバヤシ株式会社	3,080,000株	51.3%
東芝テック株式会社	336,500株	5.6%
横河電機株式会社	183,300株	3.1%
国際チャート従業員持株会	151,400株	2.5%
楽天証券株式会社	106,100株	1.8%
山本淳一	80,700株	1.3%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	79,400株	1.3%
南野雄介	62,100株	1.0%
志村克己	61,700株	1.0%
山野井康雄	61,500株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式(60株)を控除して計算しております。また、小数点第1位未満を四捨五入によって表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中之庄 幸三	ナカバヤシ(株)取締役 専務執行役員 (株)八光社 代表取締役
取締役	曾志崎 稔	営業統括部長
取締役	荻野 孝	生産統括部長
取締役	松木 幹一郎	
常勤監査役	川澄 洋一	
監査役	藤川 隆之	
監査役	作田 一成	ナカバヤシ(株)常務執行役員
監査役	小宮 豊	弁護士

- (注) 1. 2020年6月24日開催の当社第61回定時株主総会において、新たに松木幹一郎氏が取締役を選任され、川澄洋一氏が監査役を選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2020年6月24日開催の当社第61回定時株主総会終結の時をもって、神藤茂久氏は任期満了により退任いたしました。
3. 松木幹一郎氏は、社外取締役であります。
4. 監査役藤川隆之氏及び小宮豊氏は、社外監査役であります。
5. 監査役藤川隆之氏は、上場企業の経理財務を長年にわたり経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小宮豊氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。
7. 取締役松木幹一郎氏及び監査役小宮豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

社外取締役松木幹一郎氏、社外監査役藤川隆之氏及び小宮豊氏と当社の間で責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は7名以内とする。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において、年額25,000千円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内とする。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長中之庄幸三が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等を決定しており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会で報酬基準を定める等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	18,330 (2,400)	18,330 (2,400)	—	—	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,965 (6,900)	13,965 (6,900)	—	—	3名 (2名)

(4) 社外役員に関する事項

1 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

2 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

3 事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	松木幹一郎	2020年6月24日就任後開催の取締役会7回中全てに出席し、長年培われた豊富な経験、見識等の観点から、議案審議等につき、必要な発言を行っております。また、独立した客観的な立場から当社の意思決定並びに業務執行の監督に努めております。
社外監査役	藤川隆之	当事業年度開催の取締役会8回中7回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会8回中7回に出席し、長年にわたり上場企業の経理財務に携わってきた見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小宮 豊	当事業年度開催の取締役会8回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会8回中全てに出席し、企業法務に関する見地から、当社の業務執行の監査、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況についての概要は以下のとおりであります。

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を採択し、取締役は、高い倫理観と遵法の精神をもってこれらを遵守する。
- イ. 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役は随時取締役会で報告させる。
- ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、定期的に取り締役のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
- オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、「情報管理規程」、「伝達ならびに重要文書管理規程」等に基づき、経営会議資料、起案書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役は、経営会議資料、起案書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- イ. 取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、職務分掌集に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役は、「取締役会規程」、「意思決定規程」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 取締役は、適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6)株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア. 補助すべき使用人は置いていないが、監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行う。
- イ. 経営監査部門は監査役との協議により監査役が要望した経営監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役が必要とする職務の補助を行う使用人は、当該補助に関して監査役の指揮命令に従う。

(9)監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた時、監査役に対して都度報告を行う。
- イ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 監査役に報告をした役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを別途定める規程に明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営監査部門、監査役会がモニタリングし、改善を進めております。また、経営監査部門及び経営管理部門、監査役会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

2. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会が中心となって行っており、「記録を通じて社会の発展に貢献する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案・推進するとともに「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を行動指針として定め、役員員に対して定期的なコンプライアンス研修・教育等を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的に、内部通報制度「K C - B E L（Business Ethics Line）」、協力会社等からの「パートナーホットライン」、ナカバヤシグループ共通の内部通報窓口を設置しており、また、通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

3. リスク管理

当社の危機管理に関する基本事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を目的とした「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

また、「コーポレートリスクテーブル」を策定し、あらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図っております。

平常時におけるリスク管理として、当社の業務執行に関して、自然災害、研究開発、知的財産権侵害、情報セキュリティ、財務、従業員の不祥事等の各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、BCP等を立案して当社取締役会に提案することとしております。

なお、リスクが顕在化した場合には、リスク・コンプライアンス委員会は、危機管理マニュアルに従い、当社取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに迅速な対応を行うこととしております。

また、災害を想定した訓練などの教育・啓発活動の適宜実施、外部専門機関との緊密な連携関係の構築等、問題の発生防止に向けた取り組みを継続的に実行しております。

4. 取締役の職務執行

取締役会規程、意思決定規程等の社内規程等を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を選任し、取締役会、双方向的な情報交換等を通じて、取締役への監督機能を強化しております。なお、当事業年度において、取締役会は8回開催されております。

また、職務分掌規程等を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人は置いていませんが、経営監査部門が監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行っております。

また、取締役社長と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が取締役社長の諸課題への取組み状況を確認できる体制を構築し、監査役への情報提供の充実に努めております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

A. リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「企業行動規範」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「企業行動規範」冊子の配布、教育の継続的实施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

B.統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、総務担当部署が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備や役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。また、同違反者に対する懲戒規定を設け、遵守徹底を図っております。

C.情報伝達の明確化

総務担当部署が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士等（以下、外部専門機関という。）との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

D.監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

E.外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための戦略的投資等を勘案しつつ、配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。当期の配当金につきましては、期末配当金を1株当たり2円00銭とし、中間配当金1株当たり2円00銭と合わせ、年間1株当たり4円00銭の配当金とさせていただきます。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

国際チャート株式会社 監査役会

監査役 川 澄 洋 一 ⑩
(常勤)
監査役 藤 川 隆 之 ⑩
監査役 作 田 一 成 ⑩
監査役 小 宮 豊 ⑩

注) 監査役藤川隆之及び監査役小宮豊は、社外監査役であります。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

国際チャート株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川英樹 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寶野裕昭 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際チャート株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上